

令和6年度第4回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和6年8月28日（水）午後2時～

場所：保健福祉センター 5階 501会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 大和市こども計画骨子案について

事務局：（資料に基づき説明）

会 長：ただいま説明がありました第1章から第4章までの部分について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：第2章中「子ども・若者を取り巻く状況」について確認です。大和市は自殺者の5%が若年層というデータが出ております。大和市にはやまと自殺総合対策計画があり、その中の取組として自殺対策庁内連絡会などがありました。現時点での若年層の自殺に対する方針や対策について可能な範囲で教えてください。

事務局：詳細な数値等のデータは改めて確認が必要ですが、自殺については、平成10年以降3万人を超える状態で推移していたことを受け、国が中心となって対策を進めた結果、全体数としては下がってきていると認識しています。大和市では近年、年間50人前後の方が残念なことに亡くなっている現状です。自殺の要因については、国において、経済状況のみならず健康状態など、複合的に多くの要因が絡み合っていることを示しています。自殺に関わる相談は、福祉部局はもちろんのこと、学校でも対策を協議する場があり、場合によっては税関係の部署で相談を受けることもあるかもしれません。若年者の自殺に関する問題は関係部署が連携するとともに、特に長期休暇後に自殺が若干増えるというデータもありますので、時期に合わせた周知活動やキャンペーン、自殺防止相談ダイヤルによる相談受付などを通じて対策をしていると認識しております。

委 員：そのような相談は、市役所のどのような部署で受けるのでしょうか。

事務局：大和市の場合は、抱える困りごとなどによって、その内容に関連する窓口を周知するようにしておりますが、自殺については、障がい福祉課に専門分野の窓口が設置されているので、まずはそこで受けてから必要に応じて関係部署につなげる体制となっております。

会 長：窓口はたくさん設けてありますが、抱えている困りごととマッチングしないということはあるかもしれません。相談先としては、24 時間健康相談もありますし、つどいの広場などの身近な場所、通学しているのであれば学校や青少年相談室など、そこからつながっていけるかと思えます。

委 員：よい骨子案ができていると感じております。例えば第3章の主要施策には、昨年度から議論を重ねたものが掲載されていると思います。ヤングケアラーの問題やジェンダーギャップなどについて記載されておりますが、特にこのジェンダーギャップに関しては最高裁においても非常に大きな転換をしているところです。一方で第5章については、従来の基本計画と内容的にあまり変化がないように思われます。大和市が先行することは難しいと思いますが新しい認識や考え方を、例えば、勉強会や講演会の実施など、何かしらの形で少しでも第5章の中で施策として反映されることを望みます。

委 員：骨子案について根本的なことを確認させてください。全体像を見ると法律が羅列されていて、これを見ると法律で作らなくてはいけないから作るという認識を受けざるを得ないのですが、この計画を作ることによる本市の目標、皆で目指すところを教えてください。また、骨子案には「子育て支援事業の関係者、教育・保育関係者の意見を反映する」とありますが、このような計画を一般市民や関係者、そして行政にどのように落とし込まれるのか教えてください。

事務局：計画の策定にあたり、「大和市こども計画」の位置付けとして、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は法定計画になるので市町村の策定が義務になっております。その他のものは、努力義務ではありますが、それぞれの法律の根拠を示させていただき、それぞれの法律に基づいた計画を含めて、「大和市こども計画」というものが構成されているということを説明するために記載しているものとご理解ください。表現等については工夫したいと思えます。

また、こども計画の目標ですが、国が「こども大綱」において「こどもまんなか社会」というキーワードを示しており、子どもが中心にある社会をつくっていくことを目指すことが掲げられております。このことから、本市のこども計画につきましても、子ども自身は当然のこと、それを支える保護者等への支援のあり方をよりふさわしいものにしていくことができる計画になればと考えています。

市民の方をはじめ、子育て支援事業の関係者や教育・保育関係者にどのように落とし込んでい

くかについては、今回の骨子案をご議論いただいた後、パブリック・コメントで市民の方にお示ししてご意見を賜ります。その中には、子育て支援事業や教育・保育の関係者も含まれます。また、この会議の中でも公募市民の方や事業所の方もいらっしゃることから、利用する方のご意見も伺えると思いますので、可能な限り計画に反映していければと思っています。

委員：行政の方に対してはいかがですか。こども部内でもこの計画のことを知らない職員がいますし、当会議の名称を「子育て支援委員会」と誤って認識している職員もいました。こども部で作っている計画なので、部内の職員は当然ながら認識していないといけないと思うのですが、どのような形で情報を落とし込まれますか。

事務局：こども部の職員が計画を知らないことや、会議の名称を誤って認識している職員がいることは反省しなければならないと思っております。ただ一方で、計画の策定や会議の運営に携わらない職員においては、各自が担当する業務を遂行していることから、そのようなことが生じているのかもしれませんが。しかしながら、新たにこども計画を作るにあたっては、こども部職員に対して、その趣旨や概要などを何らかの形で説明する機会を設けたいと思います。

会長：4章までのところで他にご意見等がないようですので、次に5章から6章まで事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料に基づき説明)

会長：ただいま説明がありました第5章から第6章までの部分について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員：利用者支援事業に「こども家庭センター型」とありますが、これは妊婦限定でワンストップ支援を行うものなのでしょうか。例えば、養子縁組により女性二人で子育てしていくことや、男性二人で子育てしていくなど、乳児を育てる経験がない可能性もあります。「こども家庭センター型」では、そのようなケースは受け付けないのでしょうか。また、そういったケースの場合に親子健康手帳ももらえないものなのか教えてください。

事務局：特に妊婦に限定する事業ではないので、そのようなご家庭の方がいらっしゃれば支援の対象になります。

委員：現状の文章ですと妊婦のみに受け取れるので、例えば、「子どもを養育する全ての親」等の範囲が広い表現にすれば先に述べた方々も自身が対象になると思えるのではないのでしょうか。大和市

はそのような所にも目を向けているという認識にもつながります。冒頭の「妊娠を考えた時から」という一文はどうしても気になります。

事務局：この「こども家庭センター型」は、元々、「母子保健型」と「支援拠点型」があり、「妊娠を考えた時から」という形で親子健康手帳を交付するようなことが「母子保健型」となります。また、「支援拠点型」には子育ての相談が含まれており、それらが統合され「こども家庭センター型」になりました。

今回お示ししている骨子案の記載内容は母子保健型が中心となっておりますが、子育ての相談は全体で受け付けますので、ご指摘のとおりその部分の表現の変更については検討いたします。

委員：親子健康手帳は発行されるのですか。

事務局：基本的に妊娠した時に交付しており、それを引き継ぐものと認識しております。

委員：質問が3点あります。1点目、「児童育成支援拠点事業」について、計画策定時点で事業の実施が見込めないという記述がありまして、その理由やその判断の経緯を教えてください。「地域子育て相談機関」については、整備計画を計上しない理由が示されているが、こちらにはないのでその理由が知りたいと思います。

2点目、データの算出の方法について、「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」のところの量の見込み、令和7年から11年は、1号認定と3号認定には増減がありますが2号認定の「教育利用」については862人とどの年度も変わっていないので、その理由を教えてください。

3点目、量の見込みの利用実績、データの読み取り方を知りたいのですが、「一時預かり事業（幼稚園型）」の利用実績の推移で、北部・中部・南部がある中、南部が北部・中部に比べて一時預かり事業の増加の割合が高い理由を教えてください。「児童人口の推計」における南部の0～5歳は北部・中部と比較すると最も少ない推計が出ている中で、それを踏まえてどう解釈すればよいか教えてください。

事務局：「児童育成支援拠点事業」については、量の見込みと確保方策に記載のとおり、「高い専門性を持った職員配置や幅広い事業内容を実施できる拠点の整備など、施設・担い手の確保が課題」でございます。具体的に「高い専門性を持った職員配置」というのが、原則、管理者と支援員のうち一人以上は常勤職員、かつ、児童指導員や保育士などの有資格者であるという条件があり、さらに必要に応じてソーシャルワークの専門員や心理療法の担当職員等を配置することが求められております。また、週3日以上の開所に加えて長期の休暇中、特に夏休みの期間中は毎日10時～18時で開所することが必須となっていることなど、新規事業として立ち上げるにはかなりハードルが高くなっております。民間の団体では実施しているところもありますが、全国各地で実

施できているかというとは多くはない状況です。そのようなことから、全国的な取組を情報収集しながら検討していきたいと考えております。

委員：配布されている資料の「こどもの意見聴取アンケート調査結果報告書」では、子ども達の居場所だと感じる場所についての質問の回答として、小中学生は、「自分の家」「学校」が多く、高校生は「自分の家」が最も多いという結果が出ています。それを考慮すると家庭や学校に居場所がない子ども達への支援は大和市において非常に重要な部分だと思います。子ども達の声を取り上げていくというこれからの方針を踏まえれば、全国的な動向を待つのか、市として積極的に取り組んでいくのか、重要な判断になると思いますが、意見としては積極的に取り組んでいくという方向で行っていただきたいと思います。

委員：今の「児童育成支援拠点事業」のところで関連して質問です。現状、大和市内にはなく、新しく立ち上げることも難しいという説明がありましたが、県内では横浜市や川崎市などでそれに代わるものとして要保護児童向けのレスパイト事業や居場所事業を立ち上げているのではないかと思います。全国でみると都市部と地方では違うので、難しいと思いますが、川崎市や横浜市、綾瀬市、座間市など県内で立ち上げている事例もあると思うので参考にできるのではないのでしょうか。

事務局：全国的なモデルから実施が難しいと考えておりましたが、県内でも参考にできるような事例がないか調査したいと思います。

委員：私の施設でそのような支援が必要な子が来た場合は、相模原市や横浜市、綾瀬市の施設に送るようにはしていました。今まで大和市にはそのような施設はなかったので、何らかの形で作られると良いと思います。

会長：2点目の「幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」における、教育利用の2号認定の人数についてと、3点目の「一時預かり事業（幼稚園型）」の利用実績人数について、説明をお願いします。

事務局：まず、教育利用の2号認定人数についてです。幼稚園の在園児における保育が必要な人数、いわゆる新2号の認定人数は無償化が開始以降は増加傾向でしたが、昨今においては制度内容も保護者間に十分周知もされたこともあるので、令和6年度の新2号の認定数をそのまま据え置いて見込んでいるところです。

次に、「一時預かり事業（幼稚園型）」の利用実績人数についてです。ここでの一時預かり事業というのは、いわゆる幼稚園における預かり保育となりますので、幼稚園の在園児が利用する事業

でございます。南部は幼稚園利用の比率が高い傾向があり、全体の母数は少ないですが、幼稚園の入園比率が他の地域に比べると多いことから、幼稚園を利用している家庭の預かり保育を利用したいというニーズが大きく出たと考えています。

委員：「教育ニーズに対する確保方策」のところで、「市内の私立幼稚園における在園児童数が認可定員を下回っていることから」と記載されていますが、この表現で問題ありませんか。さらに、その後続けて記載されている確保方策が、「新制度への移行や認定こども園への移行」としかありませんが、これでよろしいのですか。

事務局：幼児期の教育・保育の確保方策の考え方としては、先に保育ニーズの確保方策を考えさせていただいているところです。そのうえで教育ニーズの確保方策に関しては、認可定員数と在園児童数の実態は記載しているとおりであり、現状の認可定員数で確保できる見込みがあることから、このような記載としておりますが、ご意見をいただきましたので、表現については再度検討させていただきます。

委員：あともう一点、「一時預かり事業（幼稚園型を除く）」について、一時預かり事業はいろいろな形態がありますが、多くの方は恐らく一般型の一時預かり事業をイメージすると思います。一般型で一時預かり事業を実施している保育所等は何園あるのでしょうか。

事務局：大和市で実施している一時預かり事業は、施設に空きがあつたら利用できるという余裕活用型がほとんどとなりますが、一般型を実施している園数については、ただいま資料を持ち合わせていないので改めてご報告いたします。

委員：「一時預かり（幼稚園型を除く）」と聞くと、恐らく一日利用できる場所をイメージすると思いますが、それがいわゆる一般型と呼ばれる形態です。大和市にあるほとんどの園の一時預かりは余裕活用型で、保育所等に在園する子どもがお休みだった場合に、その枠を一時預かりとして利用できるという制度です。それがこの確保方策のところで寄与しているものなのかをしっかりと審議しないといけないと思うのですが、ここで形態を明示せずに全て集約して記載する意図は何かあるのでしょうか。

事務局：大和市としては、これまでも民間園による余裕活用型を含めて一時預かり事業を実施している実情がございますので、その提供体制を記載しているものでございます。
量の見込みの算出につきましては、通常の保育ニーズが引き続き高いため、その需要に対する確保方策として施設を整備していく方針です。施設整備が進んでいけば、当然、保育所等に在籍していない子どもは減少していくことが見込まれるので、余裕活用型を中心とした一時預かり

事業の提供体制を考えております。記載内容については、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

委員：1点目、「利用者支援事業（こども家庭センター型）」の「子育て何でも相談・応援センター（こども家庭センター）」について、子育ての相談のワンストップ拠点とありますが、何歳までの子どもの子育てが相談の対象になるのか教えてください。

2点目、「子育て世帯訪問支援事業」の事業の概要に「家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等」とあり、このような方々のご家庭を訪問支援員が訪問する人数とのことで、妊産婦の人数などは把握しやすいと思います。一方で最近取り上げられているヤングケアラーについて、大和市としてどのように把握しているのか教えてください。

3点目、「親子関係形成支援事業」は、実施することが今のところ難しいという話でしたが、この事業こそとても大事な事業だと思います。ペアレント・トレーニングの記載がありますが、例えば、乳幼児期の子どもとの関わり方については様々なところで相談できると思います。一方で放課後児童クラブに在籍している子どもなど、学齢期の子どもについて、発達に課題があると確定しているわけではなく、また、放課後等デイサービスや特別支援学級に入っていないくとも、集団生活に困難を抱えている方が多くいて、そういった方が長期に渡って相談できる場が必要だと思います。施設を運営している方々は、そのような方々から相談を受けることが多くあると思いますが、子どもの発達に対して適切にアドバイスできるケースとできないケースがあるので苦慮されているのではないのでしょうか。

大和市には青少年相談室がありますが、そこに在籍している相談員は2年程度で変わってしまうので、相談が長期化する場合は、再度相談員との関係性の構築から始まり、保護者からは利用しづらいと聞いています。また、情報の引き継ぎがされていないのか、相談してからアドバイスに至るまでのスピードも遅いという話も聞いております。このことから、当事業の実施は重要であると考えていますがいかがでしょうか。

事務局：1点目については、基本的に18歳未満の子どもをすくすく子育て課にて担当しております。それを超えた年齢になると大和市の場合は、青少年相談室が相談支援を担当する部署となります。

2点目、「子育て世帯訪問支援事業」のヤングケアラーについて、法律では、ただお手伝いするというよりは、過度に行っているとそれはヤングケアラーに該当すると定義されております。

6月に法が施行された状況で、国全体でヤングケアラーへの支援をより力を入れて取り組まなくてはいけないところです。本市の場合、ヤングケアラーとなり得る方は、国がアンケートを実施した中では小学生が一番多く、その他、中学生にも見受けられましたので、本市の場合、教育委員会と連携して、ヤングケアラーの発見につながるようすくすく子育て課が主導となって、ヤングケアラーを判断するための研修を行なっている状況です。また、過度な負担がかかっている、もしくは過度な負担とまではいかずとも本人が悩んでいるケースにおいては、一度、学校

で相談を受けていただき、支援が必要と判断した場合には、すくすく子育て課と教育委員会とで必要な支援を協議しながら行っています。

3点目、「親子関係形成支援事業」については、基本的に実施する事業となっています。全体的な事業の構成は固まっておりますが、事業概要に記載のとおり「当面は発達に支援が必要な子どもの保護者に対する事業」として実施することを考えております。元々は、小中学生の親御さんの想定をしていなかったのですが、他市の事例では、あまり参加数が伸びない事業になっているので、もしそこで枠がたくさんできるのであれば、年齢の拡大も検討できると思います。来年度に向けて実施方法等を検討しているのでご意見を参考にさせていただきます。

委員：「子育て短期支援事業」は保護者の体調が悪い時や冠婚葬祭など、支援が必要な子どもがいる家庭の利用が多く見込まれると思います。この事業は実施に向けて取り組むと書いてありますが、どのような方策を考えているのか教えてください。

また、「病児保育事業」について、「令和5年度から県央5市1町1村で病児保育施設の相互利用ができるようになりました」とありますが、大和市民として相互利用できる箇所数を教えてください。

会長：関連して「子育て短期支援事業」で、レスパイトについて記載されていますが、既に実施されていますか。これはファミリーサポートセンター事業とは違うものなのか説明をお願いします。

事務局：まず、レスパイトは今まで実施していません。また、ファミリーサポートセンター事業とは違うものです。

「子育て短期支援事業」は宿泊型になるので、基本的には児童養護施設などがある自治体だと実施できるというのが従来の形で大和市では難しいと考えておりましたが、ここで当該事業を実施できそうなところが出てきているので、実現に向けて調整しているところです。

会長：次に、病児保育事業について、大和市民として相互利用できる箇所数を説明してください。

事務局：令和5年度4月から広域連携を、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村と交わしており、病児保育施設があるのは、厚木、海老名、綾瀬、座間でございます。この4市4施設に関して、昨年度、大和市の施設に大和市民以外の方を受け入れている実績はございますが、大和市民が他市施設を利用した実績はございません。

委員：先ほどの「児童育成支援拠点事業」については、これからの時代に大和市としてのオリジナルを出していくべき非常に重要な事業だと思っています。例えば、大和市でも支援をしているこども食堂があり、民間でも無支援で実施されているところもいくつかありますが、そのような人達と

の連絡会議などを実施し、現状の把握や施設の運営者と連絡調整をしながら、将来的な受け皿を考えていくなど、施設の運営者を巻き込みながら作り上げていくような流れを期待します。

事務局：事業実施に向けて、実現可能性があるところの調査は当然していかなくてはならないと思いますので、そのような場を上手く活用していきたいと思います。

委員：「放課後児童クラブ事業」について、夏休み中に利用したいというニーズが多くありましたが、夏休みのみを利用した人数を教えてください。

事務局：こども・青少年課で受け付けた公営と民間の委託の児童クラブの人数は、8月1日現在で366人です。

委員：「養育支援訪問事業」と「子育て世帯訪問事業」の量の見込みと確保方策の数字について現場で思うこととして、育児に不安を抱えている保護者や親子関係が上手く構築できない保護者が増えてきたと感じております。児童相談所に対応するケースまでいかずとも、市の業務範囲がとても広がっていることもあり、すすすく子育て課の家庭訪問がとても増えてきているのではと思っています。そのような中で、この740人や298人という数字はすすすく子育て課にとっては、飽和状態にあるのか、または、今後量が増えても余力ある状態なのか。今後数年でもっと増えてくると思っていますが、すすすく子育て課としてはどう考えていますか。

事務局：「養育支援訪問事業」などについて、量の見込みと確保方策に記載のとおり「必要な訪問の頻度は、その事情により大きく差異が生じます」とありますが、特に養育支援訪問として訪問する家庭の場合、定期的に何度も行かなくてはならないような家庭が増えると回数が大きく増えますが、児童虐待対応等で個々に行く件数については、「養育支援訪問事業」であらかじめ計画を立てるというのは困難です。このことから計画値は、その年の対象件数により増減がかなり大きいので直近の平均を計画値として載せています。職員体制については、養育支援訪問だけでなく、それ以外での虐待対応などが重なると人手が足りないときもありますが、訪問件数が少ないときもあります。量の必要性の判断が難しいところではありますが、体制としては余裕が少ない状態で実施していることは間違いありません。

委員：今の話に関連して、私のところで相談室を運営しています。相談件数は増えており、夜中に電話がかかってくることもあります。

ただ、保護者が不安な時にどこに情報を持って行って相談したら良いかわからないと各家庭は言っており、お母さん、お父さん達は日中本当に忙しく、あっという間にその時期が過ぎてしまうので、自分のところで相談場所を確保しないといけないという思いで運営しています。

切れ目のない支援とありますが、ここからここまでの支援は何歳までと区切られてしまうと保護者はとても困るものです。そのようなところも含めて大和市の独自性のものがあれば良いと思います。また、ヤングケアラーについて色々な調査をみると数字的には多いのですが、弁護士の先生とお話する機会があり、そのときに言われたのは、本人がやりたいと言っていることはヤングケアラーではなく、そこで自分の勉強時間が確保できないことや、健康が悪化したなどの場合に「ヤングケアラー」という言葉を使ってくださいと言われました。

委員：まだまだ聞きたいことがあるのですが、以前のように用紙で提出できるのか、会議を延長できるのか事務局としていかがお考えでしょうか。

事務局：以前のように意見用紙をご用意しますので、ご意見をお持ちの場合はそちらにご記入のうえお送りいただきたいと思います。

委員：教えてもらいたいのですが、第5章以降については重みがあり広範囲な内容で事業の方向性もよくわかりました。また、本日の議題が「大和市こども計画骨子案」ということで、第1章から第4章までは理解しており、第3章の体系図を中心に話をするという認識を持っていたのですが、第5章以降は個別の計画となっていて、第3章に書いてある個別の施策と関連性がなく、分断されていると感じています。さらに、第5章には「子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業」と記載がありますが、第1章のところで『第三期子ども・子育て支援事業計画』として『大和市こども計画』に包含します」と書いてあります。それであれば、第5章には「こども計画に求められる具体的事例」など、そのようなタイトルになるのではとも思いました。計画書の構成で少々混乱してしまいました。

委員：第2章にて様々な問題点や、例えばいじめや不登校、児童虐待などの問題点を挙げていて、第5章で実施事業が記載されていますが、この問題点に対してどの事業で対応しているのかわかりません。第6章では、PDCAサイクルがあり、既に第二期計画まであるところで、一期目と二期目がどういった結果だったのか、どのような計画を立てていこうとしているのかがよくわかりません。

会長：第二期計画までの評価については過去の会議で実施したと理解しております。

委員：何件訪問したかなどの実績値は出ているのですが、例えば、まだこれは始められていないことなのかもしれませんが、ヤングケアラーなどの課題に対して、対応する施策を実施することで、何件解決されたのか、解消できない理由は何なのか、それを踏まえて今後どのようにしていくのか検討することがPDCAサイクルになります。そのような数字などがなくて、実施する事

業が記載されていてもそれが本当に効果的な計画なのか評価できないと思います。

会 長：基本的にこれは骨子案なので、素案に向けてまとめられるかと思いますが、事務局から説明をお願いします。

事務局：ご指摘のとおりであり、わかりにくく申し訳ありません。先にご説明させていただいたとおり、「こども計画」については、様々な計画を包含したものになっておりまして、包含している計画の一つである「子ども・子育て支援事業計画」の部分を第5章で取り上げて具体的に書いていることがわかりづらくさせているのだろうと思います。基本的に「子ども・子育て支援事業計画」では、主に子育てに関する保護者等への支援などを網羅的に記載し、法定で定めなくてはならない各事業を第5章に記載をさせていただいております。

また、今後のPDCAサイクルを含めた評価の方法につきましては、今回の骨子案の中で具体例を出させていただいております。第3章に施策の体系、基本理念があり、主要施策から個別施策と続き、第4章に代表的な例として、「ライフステージを通じた重要事項」の個別施策を記載しており、今後素案に向けて主な取り組みや現状と課題などを記載していくことをご説明させていただきました。その中で、全ての事業とはいきませんが、具体的な事業で目標値を設定するのか、また、来年度以降の子ども・子育て会議で前年度の事業実績の報告をさせていただきながら評価をしていただく形式を考えております。

委 員：最初に「こどもまんなか社会」が目標だと言われておりましたが、内容を見ると「こどもまんなか」ではないので、その辺りがわかりにくいところにつながっているように思うのですが「こどもまんなか」がベースでよろしいのですよね。

会 長：そのように進めてきましたので「こどもまんなか」がベースです。今回様々な項目のところでご意見をいただいたので、事務局はそれらを踏まえながら、素案の作成をお願いします。

委 員：第3章の個別施策と第4章に記載する内容がリンクするということによろしいですね。

会 長：リンクします。事務局から意見書が配布されるので、細かなところでご質問やご意見があれば書いていただき、後日事務局説明していただければと思います。

4. その他

事務局：(資料に基づき説明)

事務局：次回会議について、ご案内いたします。次回会議は、10月16日（水曜日）14時から、保健福祉センター5階501会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会